



平成27年（行ウ）第700号 日米合同委員会議事録不開示決定取消請求事件

原告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被告 国

準備書面（3）

2018（平成28）年2月3日

東京地方裁判所民事第2部C係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 近 藤 卓 史

同 二 関 辰 郎

同 牧 田 潤 一 朗

同 秋 山 淳

同 加 賀 山 瞭

同 小 野 高 広

（被告準備書面（3）第3に対する反論）

第1 原告が開示請求した本件文書1について

原告が開示請求した本件文書1は「昭和27年8月の日米合同委員会にお

いて、すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされた事実がわかるもの」である（甲1）。これは、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という）の平成20年1月22日付答申（平成19年（行情）答申第372号、同第373号、同第394号。以下「別件答申」という。（甲4））が、「諮問庁より関連文書の提示を受け、確認を行ったところ、昭和27年8月の日米合同委員会において、すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨合意がされていると認められ（る）」と認定したことを受け、同答申における言い回しをそのまま利用して文書を特定したものである。

原告は、別件答申において審査会が上記のように認定した根拠となる文書の開示を求め、本件文書1を「昭和27年8月の日米合同委員会において、すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされた事実がわかるもの」として特定しているのである。

そして、審査会の平成28年6月9日付答申（平成28年（行情）第115号。以下「本件答申」という。（乙10））によれば、外務省は、「本件開示請求を受け、昭和27年8月に開催された日米合同委員会の各会合の議事録を確認したところ、協議内容の公表の可否に関しては、日米合同委員会下の分科会における協議内容の公表の在り方についての記載がある」ことを確認したというのであるから（乙10）、外務省が本件開示請求書の記載から開示請求文書の存否を確認するにあたり、いかなる資料を調査すればよいかを判断することができたのである。したがって、本件開示請求書の「昭和27年8月の日米合同委員会において、すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされた事実がわかるもの」との記載は、行政文書を特定するに足りるものであったのである。

第2 被告準備書面（3）第3について

1 同1（別件答申が「関連文書」のみから直接に判断したとの原告の前提は誤りであること）について

(1) 被告は、原告が、別件答申が特定の文書のみから直接に「すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされている」と判断したことを前提にしているとしたうえで、「別件答申においては、『関連文書』の全部ないし一部のみから上記判断がされたものではなく、同判断の内容は特定の文書の内容ではないというべき」と主張している（被告準備書面（3）・4頁）。

しかし、この被告の主張は、原告の主張を曲解したうえでなされているものにすぎない。

原告が「直接に」という表現を用いたのは、原告準備書面（2）においてであり、具体的には、『関連文書』の全体から別件答申が上記認定をしたのか、あるいは『関連文書』の一部のみから同認定をしたのかも知りえなかった。この点、原告は、あくまでも別件答申が上記認定をするにあたって直接に根拠とした記載部分に限定して請求対象としたかった」という箇所においてである（原告準備書面（2）・4～5頁）。ここで「直接に」という言葉を原告が用いたのは、仮に「関連文書」中に、別件答申による上記認定に関係のない記述が含まれている場合には、その部分を除く趣旨である。そのことは原告準備書面（2）の上記記載箇所の文脈上明らかであろう。

本件答申によれば、審査会は別件答申の際、「関連文書」の提示に加え、「特定日に行った諮問庁の職員からの口頭説明の聴取」において、日米合同委員会の議事録について、日米双方の合意がない限り公表されないとの共通の認識の下に厳格に取り扱われているとの説明があったことを踏まえることにより、「昭和27年8月の日米合同委員会においてすべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされていると認められる」（乙10）と判断したという。

諮問庁の職員がいかなる口頭説明を行ったかは原告の知るところではないが、それは「関連文書」（の全部ないし一部）の内容を補足するものであって、別件答申の「昭和27年8月の日米合同委員会において、すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされていると認められ（る）」（甲4）との判断が、「関連文書」の内容を根拠とすることには変わりはない。仮に「関連文書」自体からそのような「合意がされていると認められ（ない）」とすれば、別件答申が上記のような表現をするはずはない。したがって、別件答申の同判断の内容は、特定の文書の内容を根拠とするものであり、同判断にあたって「諮問庁の職員からの口頭説明の聴取」の結果を踏まえたとしても、そのことゆえに同判断が別件答申の「関連文書」の内容によらないことになるわけではない。

2 同2（本件開示請求書における記載が別件答申中の表現と類似であったとしても、外務大臣において当該表現から個別の文書を特定することは不可能であること）について

(1) 被告は、「別件答申の『すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされていると認められる』というのは外務省の職員からの口頭説明を含む諮問庁からの説明全体を踏まえた審査会の判断であって、特定の文書の内容ではないから、本件開示請求文書における本件文書1の記載が別件答申中の表現と類似であったとしても、外務省において、同記載から個別の文書を特定することは不可能である」と主張している（被告準備書面（3）・5頁）。

しかし、前記1のとおり、別件答申の「すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされていると認められ（る）」（甲4）との判断は、別件答申記載の「関連文書」の内容を根拠とするものであり、特定の文書の内容でないから個別の文書を特定することができないということはない。

(2) 本件文書1の開示請求を受けた外務省が対象文書を特定するにあたっては、まず、別件答申中の表現と類似する本件開示請求書の「昭和27年8月の日米合同委員会において、すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされた事実がわかるもの」との記載を手掛かりとするほかない。そして、同表現は別件答申中の「すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされていると認められる」との言い回しをそのまま利用したものであるから、別件答申の上記判断が外務省の職員の口頭説明の聴取結果を踏まえてなされたものであっても、別件答申中の「すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされていると認められる」との記載を認識できないはずがない。

そして、原告準備書面(2)・4頁で述べたとおり、外務省は、情報公開法19条1項による諮問に応じて審査請求について調査審議するために設置された審査会(情報公開・個人情報保護審査会設置法2条1号)が同省に関連して出した答申に当然留意して他の情報公開請求に対応すべきであって、本件情報公開請求時点において、別件答申中の記載を認識することができなかったことはあり得ない。実際に、外務省は理由説明書(甲5)でも別件答申に言及しているのであるから、本件開示請求時点においても別件答申の存在を認識し、その内容を具体的に検討し得たものである。

(3) また、被告の主張は、別件答申は審査会の判断であって諮問庁とは主体が異なることを理由に、本件開示請求書の記載から個別の文書を特定することが不可能であるとするものである。

しかし、外務省は、理由説明書(甲5)において、「昭和27年8月に開催された日米合同委員会の各会合の記録を改めて確認したところ、協議内容の公表の可否に関して、日米合同委員会下の分科会における協議内容の公表の在り方に係る記載の存在が確認され、右記載は、行政協定下の日米合

同委員会の協議内容も一般的に日米双方の合意がない限り公表されない性質のものであることを強く推定させるものであり、この点が平成20年1月22日の答申（＝「別件答申」・原告代理人注）で認められたところである」と自ら主張している。

被告は、審査会に対し、「行政協定下の日米合同委員会の協議内容も一般的に日米双方の合意がない限り公表されない性質のものであること」を「強く推定させる」とした「右記載」のある文書を提示したうえで口頭説明を行い、その結果、審査会による上記判断を引き出している。このように、自ら積極的に審査会に働きかけをしておきつつ、該当文書の開示請求を受けるや、そのような判断は審査会という別主体の判断であって自らは知らないとするような態度をとりうるものではない。被告は、上記の「強く推定させる」とした「右記載」のある文書を、「昭和27年8月の日米合同委員会において、すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされた事実がわかるもの」（本件文書1）として開示すべきであったのである。

- (4) 以上のとおり、原告が本件文書1を「昭和27年8月の日米合同委員会において、すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされたもの」と特定して行った本件開示請求において、外務大臣が別件答申の存在及びその内容を把握し検討していなかったとは考えられず、外務大臣は、本件開示請求書の本件文書1の記述が、別件答申の「昭和27年8月の日米合同委員会において、すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされていると認められ(る)」との記述と同じものであると認識することができたものである。

第3 求釈明

外務省は、理由説明書において「昭和27年8月に開催された日米合同委員

会の各会合の記録」に「日米合同委員会下の分科会における協議内容の公表の在り方に係る記載の存在が確認され」、同記載が「行政協定下の日米合同委員会の協議内容も一般的に日米双方の合意がない限り公表されない性質のものであることを強く推定させる」としている（甲5）。また本件答申によれば、外務省が審査会に対し、「昭和27年8月に開催された日米合同委員会の各会合の議事録」に「日米合同委員会下の分科会における協議内容の公表の在り方についての記載がある」と説明したとのことである（乙10）。

上記理由説明書及び本件答申の記載は本件文書1の存在を示す記載であるが、被告は、本件文書1について、外務省において作成されておらず、外務大臣はこれを保有していないと主張している。

そこで、本件の争点を明確にするため、上記理由説明書及び本件答申において言及されている「昭和27年8月に開催された日米合同委員会の各会合の記録」ないし「各会合の議事録」がいかなるものであるのか（その様式、標題、記録されている情報の内容、作成または取得の年月日など）を、具体的に明らかにされたい。

以上